

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成30年度第5回武蔵村山市介護保険運営協議会
開 催 日 時	平成31年2月14日（木） 18時25分～19時40分
開 催 場 所	市民総合センター3階 小会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者： 渡邊委員、柳澤委員、奥住委員、吉野委員、井上委員、清水委員、松園委員、高橋委員、三宮委員、比留間委員、富塚委員（事務局） 高齢・障害担当部長、高齢福祉課長、高齢福祉係長、介護認定係長、介護給付係長、管理係長、管理係主任 欠席者：なし 傍聴者：なし
議 題	報告事項1 平成30年度第4回会議録（要旨）について 報告事項2 その他 協議事項1 介護保険料の市独自減免制度の見直しについて 協議事項2 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	協議事項1 事務局案について承認を得た。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	開会 《報告事項1 平成30年度第4回会議録（要旨）について》 事務局：（報告事項1について説明） 会 長：会議録について、承認及び公開するという事でよいか。 委 員：異議なし 《報告事項2 その他》 委 員：特になし 事務局：特になし 《協議事項1 介護保険料の市独自減免制度の見直しについて》 事務局：（協議事項1について説明） 委 員：前回、低所得者保険料軽減強化ということを決めた。それによって軽減強化の対象者は保険料が低くなっている。それをさらに安くするという市の独自減免制度とは、どういった考えで、いつから行っているのか。 事務局：所得段階区分の第1から第3段階の方は低所得者ということになり、前は、その方たちを対象に軽減強化を行うということ意見で頂戴した。独自減免制度はさらにこの中で困っている方を相互に助け合うという趣旨で設けている。平成15年度から行っており、生活保護基準以下の恒常的低収入者を救済するねらいがある。独自減免制度は、減免を受けない他の所得段階の方の保険料を、減免の原資に充てるという考え方である。

委員：収入が低い方を救うのは悪くない。ただ、原資が問題。市が独自で減免を行うのであれば、市が負担すればよいのではないか。

事務局：厚生労働省が定めている原則がある。市が独自減免を行うことは許されているが、その原資については、一般財源を充ててはいけないことになっている。前回の軽減強化については、市の一般財源を追加投入して行うが、独自減免制度については、そういった原則があるので、他の方の保険料を充てざるを得ない。

委員：減免を行うことで、保険給付に充てる額に影響はないのか。

事務局：独自減免制度の対象者が増えていけば、結果的に保険給付に充てる費用が圧迫されるので、そういうこともあり得る。

委員：第1段階で、このまま100分の50の減免幅を続けると今言ったように圧迫されるのであれば、減免幅を100分の40や100分の30といったようにしたらどうか。ただ、それが妥当な数字なのか、我々にはわからない。

事務局：軽減強化と合わせて、現在の減免割合をそのまま続けると保険料がかなり低くなってしまうので、割合を圧縮することとするが、現行の減免後の保険料額を上回らないように圧縮するという視点で考えている。

委員：資料には、減免を受けた人数の過去3年間の実績値が出ているが、これくらいの人数で続いていくのか。

事務局：減免の対象となるかの条件については、今回見直しを行わないので、大きくは変わらないと考えている。

委員：減免を受けたにもかかわらず、保険料を滞納している人はいるのか。

事務局：第1段階に多い。

委員：我々が支払った保険料を使って減免を行っているのに、それを滞納している。減免があることで救われている人もいると思うが、滞納しているのは問題。

委員：軽減割合を圧縮してやっていけるのか。

事務局：割合を圧縮することによって、減収幅がそれほど大きくなることはないと考えている。ただ、独自減免の原資が他段階の保険料に転嫁されている。公平性を保つ必要がある。

委員：公平性といっても、あまり納得できないが。

委員：他市での減免割合は、100分の50というものはあるのか。

事務局：100分の50にしているところが比較的多い。

委員：31年度に見直しを行うところはあるのか。

事務局：見直しを考えているのは3市。検討中が5市。変更しないで独自減免を継続するのは11市ある。

委員：減免割合を圧縮するところはあるのか。

事務局：いろいろな情勢を各自治体で見ながら、減額幅を圧縮するのか、維持するのか、情報が出そろっていない。

委員：減免割合を圧縮しないで、広げるところはあるのか。

事務局：おそらく他市ではそういったことはないのではないかと。圧縮する方向で考えていると思う。

委員：この協議会で、ある程度の方向性が出た際は、どのように制度に反映されるのか。議会にかけるのか。

事務局：条例による減免制度ではないため、議会での議決を経るということはない。要綱の一部改正という形で制度に反映される。

委員：31年度から変更ということだが、何月からか。

事務局：介護保険料は年度単位。基本的には消費税の増税分で介護保険

料の軽減強化が実施される。実際には10月からだが、年度単位なので、31年度当初から軽減強化後の保険料を支払っていただくことになる。普通徴収の場合は7月から支払いがあり、特別徴収の場合は10月分から反映される。

委員：4月までに要綱の改正を行わないといけないのか。

事務局：前回の軽減強化については、市の介護保険条例で定められているので、議会の議決がないと変えられない。一方で、独自減免については、要綱で定められているので、議会の議決なしに見直しをすることができる。

会長：市長の権限でできるということによいか。

事務局：そのとおりである。

委員：この制度は、消費税のダメージから救済しようとする制度だと思うが、この案で大丈夫なのか。今まで独自減免を受けて成り立っていた生活が、消費税の増税で受けるダメージをこの修正案で吸収できるのか。今の減免で生活している方が、どの程度の生活状態なのか見えないと判断しにくい。公平感が必要だと思う。

事務局：どのくらいのダメージがあるのか把握できていない。もともと公平感のある負担をみなさんに納得していただくところが非常に大きいと思う。保険料については、収入に応じて負担いただくということがあるが、減免制度を廃止することは難しいだろう。現状と同じくらいの水準になるような減免で対応できればと思う。

委員：現状、所得段階が第1から第3段階の方について、介護保険サービスを受けている人はどれくらいいるか。利用料自体は減免されないで、収入が少ないとサービス利用料が支払えない人もいる。介護保険料が安くなっても、サービスが使えないと意味がないのでは。

事務局：介護保険サービスを使っている人たちの所得段階区分がどのようになっているか把握していない。今後調査する。

会長：調べられるのであれば把握しておいた方がよいと思う。

委員：今の話は非常に重要。保険料をみんなで負担して、救済する制度である。介護保険をどのように使っていて、どの方たちを本当に救済しなければいけないのか見極めなければいけない。

事務局：全国で行っている特別対策というサービス利用料の軽減措置がある。低所得者や生計困難者がサービスを利用した場合に、自己負担部分を軽減する制度である。社会福祉法人等による軽減や訪問介護の自己負担額を軽減する。

委員：生活保護を受けていて、介護保険サービスを利用している人もいる。資産があっても収入がない人もいるので、そういった基準で検討した方がよいのでは。

事務局：保護受給者について、保険料は生活扶助費で、サービス利用料は介護扶助費という形で支給されるので、実質本人負担はない。

会長：土地等の資産があっても収入がない。貧困低所得層といわれている人たちの問題がある。

事務局：現状の介護保険制度は、収入だけで判断される。

委員：利用料の負担軽減は市が行っているのか。

事務局：社会福祉法人等の軽減については、国が行っている。

委員：申請はどこで受け付けているのか。

事務局：軽減した分の半分を事業所が負担する仕組みである。残りの半分を国、都、市で分け合う。事業を行う場合には、事業所が都へ届け出る必要がある。事業所の負担があるので、なかなか実施す

	<p>る事業者が増えないというジレンマがある。</p> <p>委員：法人が申請するというよりは、利用者家族が申請する人が多い。知っている人も少ないし、法人の持ち出しとなるので積極的な宣伝は行っていない。ただ、考え方の違いにより、他市の法人では施設利用者の3分の1くらいが利用している所もある。</p> <p>委員：武蔵村山市では利用者が少ない実感がある。10月の消費税増税の際には、当然介護報酬も上げると考えられる。そうすると利用者負担も上がる。独自減免についてもサービス利用している方については、プラスマイナスどうなのか。</p> <p>事務局：介護報酬の引き上げ幅の3ポイント分を介護報酬に転嫁することはおそらくないとする。差引がどうなるか、現実の利用者については不明である。</p> <p>委員：今回の減免制度の見直しになった場合、減免総額はどのくらいの想定をしているのか。また、なぜ今このタイミングで、何を端緒にこれを見直し契機としたのか教えて欲しい。</p> <p>事務局：減免の総額については、現状、具体的な試算は出せていないが、対象者は変わらない見通しである。30年度は118人で110万円位の実績。減免額を見直ししても、現額と同じように設定するので、おそらく同じくらいになるだろう。見直しについては、消費税引き上げの絡みで軽減強化を実施することになり、第1から第3段階までの保険料が引き下げられる。公平な負担をとる観点からこの制度を見直す必要があるのではないかと行っている。</p> <p>委員：独自減免の対象条件について、預貯金額が350万円は多くないか。</p> <p>事務局：先程の特別対策について、対象者の要件があり、それに準じた形で設定している。他市と比べるとかなり緩やかな基準になっている。</p> <p>委員：預貯金額は市が把握しているのか。</p> <p>事務局：独自減免申請時に、その方が持っている預貯金通帳を持ってきてもらい預貯金額を確認している。その他に預貯金通帳等を所持しているかの調査までは行っていない。実際の低所得者については、ほとんど預貯金がないということで申請する人が多いのが実態である。</p> <p>委員：後日、預貯金等があったと判明した場合はどうなるのか。</p> <p>事務局：遡及して取消しとなり、正当な保険料を納めていただくことになる。</p> <p>会長：独自減免制度は、減免部分を別の被保険者の保険料で補填する仕組み。市としては公平性を確認しているところである。10月からの増税は生活に対する影響がある。心配されるのは、第1段階の減額が少なくなり、10%の増税の負担が生活に影響を与える。その結果、保険料の納付ができなくなるといったことが考えられる。その部分に関するデータもないので比較もできないが、こういったタイミングでないと見直すことも難しい面もあると思う。きちんとデータを取っていきながら柔軟に対応することも必要である。</p> <p>委員：相互扶助という話があったが、平成30年度の数で計算すると、約3人で1人を支えることになると思う。負担が大きいのではないか。守るということはわかるが、減免申請時に行う通帳等の確認についても本人申請のおりとなりチェック機能ができて</p>
--	---

	<p>いないのではないかと。困っている人を助けるのは必要だが、チェックの仕方の検討も必要である。</p> <p>委員：消費税が上がるのに、社会保障部分の減免額を下げるのは逆行していると思う。単に公平性だけを主張してもそぐわない。</p> <p>事務局：高い保険料を納めている方にとっては不公平感がでてしまうし、低所得者にとっては、減額の割合幅が圧縮されてしまう。両面を見てしっかり説明をできるようにしていきたい。また、仮にこのまま見直しを行ったとして、低所得者の生活がどう変化していくのかのモニタリングが必要と考えている。データを集めて皆様に提供したい。</p> <p>委員：低所得者等の給付と負担の関係が大事だと思う。給付を必要としていない人の負担を軽くする等のバランス感覚を判断する裏付けがあるとよいと思う。</p> <p>会長：委員から出た意見を踏まえて制度の見直しを行うということで、承認ということでよいか。</p> <p>委員：異議なし。</p> <p>《協議事項2 その他》</p> <p>事務局：今後の予定について、今年度は今回が最後の予定である。来年度は事業計画の2年目であり、通常は年2～3回の開催予定だが、現状は未定である。開催が決定したら改めて通知をお送りする。</p> <p>終了</p>
--	--

会議の公開・非公開の別	<p>■公開 傍聴者： 0 人</p> <p><input type="checkbox"/>一部公開</p> <p><input type="checkbox"/>非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>()</p>
-------------	--

会議録の開示・非開示の別	<p>■開示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/>非開示（根拠法令等：)</p>
--------------	---

庶務担当課	健康福祉部高齢福祉課（内線：632）
-------	--------------------

（日本工業規格A列4番）